

議案第24号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和5年2月16日に開催された特別区長会総会で、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」の改正が了承されたこと及び国民健康保険法施行令等が一部改正されたことに伴い、港区国民健康保険条例の一部改正を行います。

- (1) 国民健康保険料率等の改正
- (2) 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し
- (3) 保険料の賦課限度額の変更
- (4) 出産育児一時金の支給額の引上げ
- (5) 特例対象被保険者等に係る届出の際に提示を求めるものの改正

2 改正の内容

条文	条文の見出し	改正内容
第10条	出産育児一時金	健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、 出産育児一時金の支給額を次のとおり改正します。 「42万円」→「50万円」
第15条の4	一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率	一般被保険者に係る基礎分（医療分）の保険料率を次のとおり改正します。 所得割（旧ただし書所得に対して乗じる料率） 「100分の7.16」→「100分の7.17」 所得割の賦課割合 「100分の64」→「100分の62」 均等割（世帯員に均等に賦課する金額） 「42,100円」→「45,000円」 均等割の賦課割合 「100分の36」→「100分の38」
第15条の12	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料率を次のとおり改正します。 所得割 「100分の2.28」→「100分の2.42」 所得割の賦課割合 「100分の65」→「100分の62」 均等割 「13,200円」→「15,100円」 均等割の賦課割合 「100分の35」→「100分の38」

第15条 の16	後期高齢者支 援金等賦課限 度額	後期高齢者支援金等賦課限度額を次のとおり改正 します。 「20万円」→「 22万円 」
第16条 の4	介護納付金賦 課額の保険料 率	介護納付金分の保険料率を次のとおり改正します。 所得割 「100分の2.02」→「 100分の2.07 」 所得割の賦課割合 「100分の60」→「 100分の61 」 均等割 「16,600円」→「 16,200円 」 均等割の賦課割合 「100分の40」→「 100分の39 」
第19条 の2	低所得者の保 険料の減額	後期高齢者支援金分の減額後の賦課限度額を次の とおり改正します。 「20万円」→「 22万円 」 保険料均等割額の7割軽減額を次のとおり改正し ます。 基礎分（医療分） 「29,470円」→「 31,500円 」 後期高齢者支援金分 「9,240円」→「 10,570円 」 介護納付金分 「11,620円」→「 11,340円 」 5割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次の とおり改正します。 「基礎控除額 43万円＋（給与所得者等の数－1） ×10万円＋28.5万円×被保険者数」以下 →「基礎控除額 43万円＋（給与所得者等の数－1） ×10万円＋ 29万円 ×被保険者数」以下 保険料均等割額の5割軽減額を次のとおり改正し ます。 基礎分（医療分） 「21,050円」→「 22,500円 」 後期高齢者支援金分 「6,600円」→「 7,550円 」 介護納付金分 「8,300円」→「 8,100円 」 2割軽減世帯の総所得金額等減額判定基準を次の とおり改正します。 「基礎控除額 43万円＋（給与所得者等の数－1） ×10万円＋52万円×被保険者数」以下 →「基礎控除額 43万円＋（給与所得者等の数－1） ×10万円＋ 53.5万円 ×被保険者数」以下 保険料均等割額の2割軽減額を次のとおり改正し ます。 基礎分（医療分） 「8,420円」→「 9,000円 」 後期高齢者支援金分 「2,640円」→「 3,020円 」 介護納付金分 「3,320円」→「 3,240円 」

第 19 条 の 4	未就学児の被 保険者均等割 額の減額	<p>一般被保険者に係る基礎分（医療分）の未就学児一人についての軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>7割軽減世帯「6,315円」→「6,750円」 5割軽減世帯「10,525円」→「11,250円」 2割軽減世帯「16,840円」→「18,000円」 上記以外の世帯「21,050円」→「22,500円」</p> <p>一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の未就学児一人についての軽減額を次のとおり改正します。</p> <p>7割軽減世帯「1,980円」→「2,265円」 5割軽減世帯「3,300円」→「3,775円」 2割軽減世帯「5,280円」→「6,040円」 上記以外の世帯「6,600円」→「7,550円」</p>
第 24 条 の 4	特例対象被保 険者等に係る 届出	<p>雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、届出の際に提示を求めるものを次のとおり改正します。</p> <p>「雇用保険受給資格者証」→「雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知」</p>
付則	施行期日	1 この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。
付則	経過措置	<p>2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例（以下「改正後の条例」といいます。）第 10 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例によります。</p> <p>3 改正後の条例第 15 条の 4、第 15 条の 12、第 15 条の 16、第 16 条の 4、第 19 条の 2 及び第 19 条の 4 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例によります。</p>

港区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第十条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として五十万円を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>一 所得割 百分の七・一七(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十</p>	<p>(前略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第十条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として四十二万円を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>一 所得割 百分の七・一六(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十四に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十</p>

三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき四万五千円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（中略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・四二（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万五千円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき四万二千円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（中略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・二八（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十五に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万三千二百円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二及び第十九条の四において同じ。）は、二十二万円を超えることができない。

(中略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・〇七（介護納付金賦課総額の百分の六十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二及び第十九条の四において同じ。）は、二十万円を超えることができない。

(中略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・〇二（介護納付金賦課総額の百分の六十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千二百円（介護納付金賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（中略）

（低所得者の保険料の減額）

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十万円を超える場合には、二十二万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつ

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千六百円（介護納付金賦課総額の百分の四十に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（中略）

（低所得者の保険料の減額）

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十万円を超える場合には、二十万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつ

て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、そ

て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額(同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、そ

の適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給

の適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給

与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
三万千五百円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万五百七十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万千三百四十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、二十九万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について

与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
二万九千四百七十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について九千二百四十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万千六百二十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、二十八万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について

二万二千五百円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について七千五百五十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について八千円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十三万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について九千円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について三千二十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について三千二百四十円

二万五千円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について六千六百元

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について八千三百円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十二万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について八千四百二十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について二千六百四十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について三千三百二十円

(中略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに定める金額を減額した世帯 六千七百五十円

ロ 第十九条の二第二号イに定める金額を減額した世帯 一万二千二百五十円

ハ 第十九条の二第三号イに定める金額を減額した世帯 一万八千円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万二千五百円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める

(中略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに定める金額を減額した世帯 六千三百五十円

ロ 第十九条の二第二号イに定める金額を減額した世帯 一万五百二十五円

ハ 第十九条の二第三号イに定める金額を減額した世帯 一万六千八百四十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万二千五百円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める

額

- イ 第十九条の二第一号口に定める金額を減額した世帯 二千二百六十五円
- ロ 第十九条の二第二号口に定める金額を減額した世帯 三千七百七十五円
- ハ 第十九条の二第三号口に定める金額を減額した世帯 六千四百十円
- ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 七千五百五十円

(中略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第二十四条の四 (略)

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第十七条の二第一項第一号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第十九条第三項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

(後略)

額

- イ 第十九条の二第一号口に定める金額を減額した世帯 千九百八十円
- ロ 第十九条の二第二号口に定める金額を減額した世帯 三千三百円
- ハ 第十九条の二第三号口に定める金額を減額した世帯 五千二百八十円
- ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 六千六百円

(中略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第二十四条の四 (略)

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第十七条の二第一項第一号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

(後略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第一項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十五条の四、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料一覧

- 参考資料1 令和5年2月21日付4港保国年第5513号の諮問について（答申）
- 参考資料2 令和5年度 港区国民健康保険条例改正の概要
- 参考資料3 港区国民健康保険における保険料率等の推移
- 参考資料4 令和5年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較
- その1 年金収入 世帯主65歳1人世帯の場合
 - その2 年金収入 2人世帯の場合
 - その3 給与収入 世帯主40歳1人世帯の場合
 - その4 給与収入3人世帯の場合（未就学児均等割軽減）
- 参考資料5 港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数



4港国運答申第1号
令和5年2月21日

港区長 武井雅昭 様

港区国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 小倉 りえ



令和5年2月21日付4港保国年第5513号の諮問について（答申）

令和5年2月21日付4港保国年第5513号で諮問のあった、諮問第1号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、下記のとおり答申します。

記

1 諮問第1号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、

低所得者や子どもの均等割軽減のさらなる拡大を要望すること
港区として持続可能な制度設計となるよう要望すること

との意見がありましたが、委員18名中、賛成17名、反対1名の賛成多数により原案を適当と認めます。

令和5年度 港区国民健康保険条例改正の概要

1 令和5年度港区国民健康保険料率等の改正

(1) 統一保険料方式

・特別区の区域内では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準となる保険料率を共通基準として策定し、各区が定める保険料率をこれに一致させて運用していく統一保険料方式を行っており、港区もこの方式で保険料率を定めています。

(2) 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置

・賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込を除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度の制度改正時の国の方針から、納付金分を94%（残り6%は法定外（一般財源）繰入）として算定し、以後、この割合を95%、96%と1%ずつ引き上げ法定外繰入を段階的に解消することを平成29年度区長会において定めています。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢を鑑み、令和4年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響による医療給付費相当額分（約4億1,800万円）と新たに財政安定化基金償還分（約6,200万円）の法定外繰入を基礎分（医療分）に投入し、さらに激変緩和割合を令和4年度の97.3%に据え置くための法定外繰入（約2億6,600万円）を行います。区は合計で約7億4,600万円（令和4年度は約5億6,400万円）の法定外繰入を行い、保険料負担の抑制を図ります。

基礎分・後期支援金分		令和4年度(現行) (独自激変緩和) 基礎分92.3% 後期分97.3%	令和5年度(今回諮問) (独自激変緩和) 基礎分90.3% 後期分97.3%	(参考)令和5年度(コロナによる負担抑制をしない場合) (独自激変緩和) 98.6%
賦課割合 (所得割:均等割)		64:36	62:38	61:39
保険料率等	所得割率	9.44%	9.59%	10.57%
	基礎分	7.16%	7.17%	8.13%
	後期支援金分	2.28%	2.42%	2.44%
	均等割額	55,300円	60,100円	64,800円
	基礎分	42,100円	45,000円	49,500円
	後期支援金分	13,200円	15,100円	15,300円
	賦課限度額	850,000円	870,000円	870,000円
	基礎分	650,000円	650,000円	650,000円
後期支援金分	200,000円	220,000円	220,000円	

介護納付金分		令和4年度(現行) (独自激変緩和) 介護分97.3%	令和5年度(今回諮問) (独自激変緩和) 介護分97.3%	(参考)令和5年度(コロナによる負担抑制をしない場合) (独自激変緩和) 98.6%
賦課割合 (所得割:均等割)		60:40	61:39	61:39
所得割率		2.02%	2.07%	2.12%
均等割額		16,600円	16,200円	16,500円
賦課限度額		170,000円	170,000円	170,000円

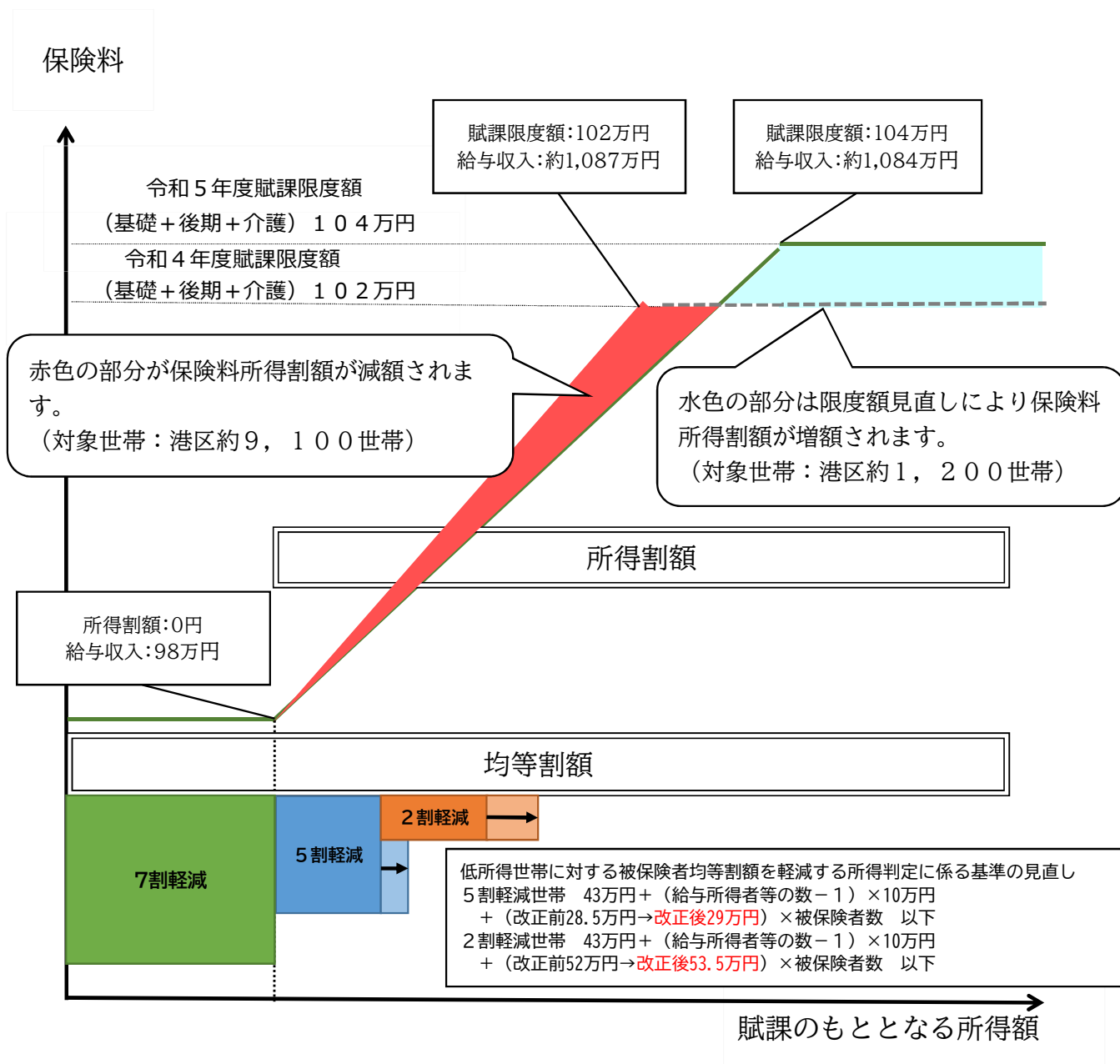
一人当たり保険料(基礎分)	118,627円	117,851円	128,163円
一人当たり保険料(後期分)	37,270円	39,723円	40,040円
一人当たり保険料(介護分)	41,790円	41,211円	41,862円
40~64歳 一人当たり保険料 (基礎+後期+介護)	197,687円	198,785円	210,065円
前年度比		1,098円	12,378円
上記以外 一人当たり保険料 (基礎+後期)	155,897円	157,574円	168,203円
前年度比		1,677円	12,306円

2 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し

均等割額5割軽減世帯、2割軽減世帯の所得判定に使用している世帯の総所得金額等を算出する場合の被保険者数に乗ずる金額を引き上げます。

3 出産育児一時金の支給額の引上げ

出産に係る経済的負担を軽減するため、被保険者に支給している出産育児一時金の支給額を引き上げます。



参考資料4 その1

令和5年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 世帯主65歳1人世帯の場合 】
〔基礎分+後期高齢者支援金分〕〔介護分無〕

	令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料 (基礎分+後期分)	157,574 円	155,897 円	1,677 円	1.08%

年金収入		令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
7割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	世帯当たり 円 18,030	世帯当たり 円 16,590	円 1,440	8.68%
7割軽減世帯 153万円	基礎分+後期分	18,030	16,590	1,440	8.68%
2割軽減世帯 200万円	基礎分+後期分	93,153	88,608	4,545	5.13%
300万円	基礎分+後期分	201,073	194,068	7,005	3.61%
400万円	基礎分+後期分	280,190	271,948	8,242	3.03%
500万円	基礎分+後期分	360,746	351,244	9,502	2.71%
600万円	基礎分+後期分	442,261	431,484	10,777	2.50%
700万円	基礎分+後期分	523,776	511,724	12,052	2.36%
800万円	基礎分+後期分	608,168	594,796	13,372	2.25%
900万円	基礎分+後期分	699,273	684,476	14,797	2.16%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額45,000円・所得割率7.17%）+ 後期高齢者支援金分（均等割額15,100円・所得割率2.42%）で試算

その2

令和5年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 2人世帯の場合 】
 【世帯主（65歳、介護分無）＋配偶者（65歳・収入無、介護分無）】

	令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料 (基礎分＋後期分)	157,574 円	155,897 円	1,677 円	1.08%

年金収入		令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
7割軽減世帯 100万円	基礎分＋後期分	世帯当たり 円 36,060	世帯当たり 円 33,180	円 2,880	8.68%
7割軽減世帯 153万円	基礎分＋後期分	36,060	33,180	2,880	8.68%
5割軽減世帯 200万円	基礎分＋後期分	105,173	99,668	5,505	5.52%
300万円	基礎分＋後期分	261,173	249,368	11,805	4.73%
400万円	基礎分＋後期分	340,290	327,248	13,042	3.99%
500万円	基礎分＋後期分	420,846	406,544	14,302	3.52%
600万円	基礎分＋後期分	502,361	486,784	15,577	3.20%
700万円	基礎分＋後期分	583,876	567,024	16,852	2.97%
800万円	基礎分＋後期分	668,268	650,096	18,172	2.80%
900万円	基礎分＋後期分	759,373	739,776	19,597	2.65%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額45,000円・所得割率7.17%）＋後期高齢者支援金分（均等割額15,100円・所得割率2.42%）で試算

その3

令和5年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 世帯主40歳1人世帯の場合 】
 【基礎分+後期高齢者支援金分+介護支援金分】

	令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料 (基礎分+後期分+介護分)	198,785 円	197,687 円	1,098 円	0.56%

給与収入		令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
7割軽減世帯 98万円	基礎分+後期分	18,030	16,590	1,440	8.68%
	介護分	4,860	4,980	-120	-2.41%
	合計	22,890	21,570	1,320	6.12%
5割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	31,968	29,538	2,430	8.23%
	介護分	8,514	8,704	-190	-2.18%
	合計	40,482	38,242	2,240	5.86%
2割軽減世帯 200万円	基礎分+後期分	145,451	139,316	6,135	4.40%
	介護分	34,623	34,578	45	0.13%
	合計	180,074	173,894	6,180	3.55%
300万円	基礎分+後期分	212,581	205,396	7,185	3.50%
	介護分	49,113	48,718	395	0.81%
	合計	261,694	254,114	7,580	2.98%
400万円	基礎分+後期分	283,547	275,252	8,295	3.01%
	介護分	64,431	63,666	765	1.20%
	合計	347,978	338,918	9,060	2.67%
500万円	基礎分+後期分	360,267	350,772	9,495	2.71%
	介護分	80,991	79,826	1,165	1.46%
	合計	441,258	430,598	10,660	2.48%
600万円	基礎分+後期分	436,987	426,292	10,695	2.51%
	介護分	97,551	95,986	1,565	1.63%
	合計	534,538	522,278	12,260	2.35%
700万円	基礎分+後期分	517,543	505,588	11,955	2.36%
	介護分	114,939	112,954	1,985	1.76%
	合計	632,482	618,542	13,940	2.25%
800万円	基礎分+後期分	603,853	590,548	13,305	2.25%
	介護分	133,569	131,134	2,435	1.86%
	合計	737,422	721,682	15,740	2.18%
900万円	基礎分+後期分	694,958	680,228	14,730	2.17%
	介護分	153,234	150,324	2,910	1.94%
	合計	848,192	830,552	17,640	2.12%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額45,000円・所得割率7.17%）+後期高齢者支援金分（均等割額15,100円・所得割率2.42%）+介護納付金分（均等割額16,200円・所得割率2.07%）で試算

その4

令和5年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 3人世帯の場合（未就学児均等割軽減） 】
 【世帯主（40歳、介護分有）＋配偶者（40歳、収入無、介護分有）
 ＋未就学児（5歳、収入無）】

	令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料 (基礎分＋後期分＋介護分)	198,785 円	197,687 円	1,098 円	0.56%

給与収入		令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
7割軽減世帯 98万円	世帯当たり 円	円	円	円	
	基礎分＋後期分	45,075	41,475	3,600	8.68%
	介護分	9,720	9,960	-240	-2.41%
	合計	54,795	51,435	3,360	6.53%
5割軽減世帯 100万円	基礎分＋後期分	77,043	71,013	6,030	8.49%
	介護分	16,614	17,004	-390	-2.29%
	合計	93,657	88,017	5,640	6.41%
2割軽減世帯 200万円	基礎分＋後期分	205,551	194,616	10,935	5.62%
	介護分	44,343	44,538	-195	-0.44%
	合計	249,894	239,154	10,740	4.49%
2割軽減世帯 300万円	基礎分＋後期分	272,681	288,346	-15,665	-5.43%
	介護分	58,833	65,318	-6,485	-9.93%
	合計	331,514	353,664	-22,150	-6.26%
400万円	基礎分＋後期分	373,697	358,202	15,495	4.33%
	介護分	80,631	80,266	365	0.45%
	合計	454,328	438,468	15,860	3.62%
500万円	基礎分＋後期分	450,417	433,722	16,695	3.85%
	介護分	97,191	96,426	765	0.79%
	合計	547,608	530,148	17,460	3.29%
600万円	基礎分＋後期分	527,137	509,242	17,895	3.51%
	介護分	113,751	112,586	1,165	1.03%
	合計	640,888	621,828	19,060	3.07%
700万円	基礎分＋後期分	607,693	588,538	19,155	3.25%
	介護分	131,139	129,554	1,585	1.22%
	合計	738,832	718,092	20,740	2.89%
800万円	基礎分＋後期分	694,003	673,498	20,505	3.04%
	介護分	149,769	147,734	2,035	1.38%
	合計	843,772	821,232	22,540	2.74%
900万円	基礎分＋後期分	780,313	758,458	21,855	2.88%
	介護分	168,399	165,914	2,485	1.50%
	合計	948,712	924,372	24,340	2.63%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額45,000円・所得割率7.17%）＋後期高齢者支援金分（均等割額15,100円・所得割率2.42%）＋介護納付金分（均等割額16,200円・所得割率2.07%）で試算

港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数

旧ただし書 所得	被保険者数	世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯 以上
0	23,312	18,923	16,024	1,865	680	277	58	14	4	1	0	0
～100万	8,231	6,309	4,908	1,038	243	88	27	4	1	0	0	0
～200万	5,582	4,223	3,237	726	169	76	10	3	2	0	0	0
～300万	3,310	2,370	1,709	474	120	49	14	2	1	1	0	0
～400万	1,966	1,340	904	296	96	38	6	0	0	0	0	0
～500万	1,421	913	572	224	81	24	10	2	0	0	0	0
～600万	967	619	379	160	57	18	5	0	0	0	0	0
～700万	858	508	304	108	58	30	6	1	0	1	0	0
～800万	606	373	237	73	35	24	3	0	1	0	0	0
～900万	504	295	165	73	42	9	5	1	0	0	0	0
900万超	3,828	2,056	1,024	566	258	159	39	7	2	0	0	1
合 計	50,585	37,929	29,463	5,603	1,839	792	183	34	11	3	0	1

※数値は、令和4年度保険料当初賦課算定時（令和4年6月6日時点）の集計

※旧ただし書所得とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除（43万円）を除いた額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。